

令和4年度『中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業助成金』
U J I ターン者を雇用した中小企業を対象とした助成金制度のご案内

1 事業概要

姫路市に本社または主たる事業所を有する中小企業がU J I ターン者を新規雇用した場合に助成します。

- (1) 助成金額 1人あたり10万円（3人まで）
- (2) 対象者 U J I ターン者で新規雇用者
(正社員のみ（外国人可）。6ヶ月以上雇用されること。)

2 助成対象企業の要件

以下の(1)～(4)の要件を全て満たしている企業が対象となります。

- (1) 中小企業基本法に基づく中小企業者等（資本金等か従業員数のいずれかを満たすこと）であること（ただし、みなし大企業は除く）。
- (2) 姫路市内に本社又は主たる事業所が所在すること。
- (3) 就職支援サイト「JOB播磨」に掲載された企業であること（交付決定までに掲載されていること）。

3 助成対象新規雇用者の要件

令和3年10月1日以降に正社員として新たに雇用され、姫路市内の事業所に勤務し、以下の条件すべてに該当している者が対象となります。

- (1) 兵庫県外に6ヶ月以上在住し、修学していた者又は兵庫県外に6ヶ月以上在住し、直近の就業先が県外の事業所に就労していた者で、姫路市に転入して住民登録をしたもの。

※ 出入国管理及び難民認定法で定められた就労が認められる在留資格のうち、いわゆる「専門的・技術的分野」の在留資格を有した者は助成対象とするが、技能実習生及び特定技能は対象外。

- (2) 申請日の属する年度末（3月31日）において、年齢が35歳未満であること。
- (3) 6ヶ月以上雇用されること。
- (4) 助成金の交付申請から実績報告に至る期間に姫路市内の事業所に配属されていること（市外の事業所に異動になった場合は対象外）。
- (5) 個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

4 助成対象採用日

令和3年10月1日(金)～令和4年9月30日(金)

5 公募の概要

(1) 申請時期

事業開始日(助成対象採用日)から6か月以内に申請すること。

※但し、令和3年10月採用に関しては、令和4年4月末日までの申請期限とする。

※予算の上限に達した場合はその時点で受付終了とする。

(2) 申請に必要な書類

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）及び助成対象中小企業確認書
- ② 中小企業U J I ターン促進就業者確保支援事業計画書（様式第2号）
- ③ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書※発行日が6カ月以内（写し可）
- ④ 助成対象新規雇用者との労働条件等を明示した雇用契約書等の写し
- ⑤ 助成対象新規雇用者の住民票の写し
- ⑥ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
- ⑦ 助成対象新規雇用者が採用前に兵庫県外に居住していたことを証明できる書類の写し（前住所の賃貸借契約書など）
- ⑧ 助成対象企業が姫路市税に滞納がないことを証明する書類又は確認等できる書類

(3) 申請方法

- ① 郵送
- ② 持参（受付時間：月から金まで（祝日を除く）
9時30分から12時、及び、13時から17時）

(4) 提出先・連絡先

姫路地域雇用開発協会

〒670-0932 姫路市下寺町43（姫路経営者協会内）

TEL：079-288-1011 FAX：079-289-1415

E-mail：keikyo@h-keikyo.gr.jp

6 助成金交付申請後の手続き

助成要件満了後、10日以内に助成事業実績報告書（様式第8号）を上記5(4)に提出してください。

7 その他留意事項

(1) 助成対象企業となるためには、前記2に加えて、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ② 姫路市及び姫路地域雇用開発協会の審査や調査に協力する事業主であること（審査に必要な書類等を整備保管、必要な書類提出、実地検査受入、アンケート等）。
- ③ 姫路市及び姫路地域雇用開発協会が実施している助成、委託等の事業について、不正受給をしてから3年以内の事業主または、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- ④ 労働保険料を滞納していないこと（支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）。
- ⑤ 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。

- ⑥ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
 - ⑦ 暴力団と関わりがないこと。
 - ⑧ 申請日又は交付日の時点で倒産している事業主でないこと。
 - ⑨ 趣旨・目的を同一とする他の公的支援を受けていないこと。
- (2) 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上で提出をお願いいたします。
- (3) 提出された書類について、所管部署が期間を定めて補正を求めることがあります。必ず指定された期間内に補正を行うようにしてください。補正が期限までに適切に行われない場合、助成金は交付されませんのでご注意ください。
- (4) 姫路地域雇用開発協会から助成金交付決定通知書を受領後、申請した助成金額等を変更する場合は、変更のあった日から2週間以内に「助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）」を提出し、計画変更の承認を受ける必要があります。
- (5) 助成金の実績報告提出時に新たに雇い入れた方が退職している場合、助成金を受給することはできません。